

国内医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)診断の流れ Ver.1

2009年5月6日

国立感染症研究所感染症情報センター

新型インフルエンザ(A/H1N1:以下、新型インフルエンザとする)は、2009年5月5日現在、国内での発症者は確認されていない。しかし、検疫通過時点では症状がなく、その後国内で発症する可能性は否定できない。

そこで、**Ver.1では、「国内発症者なし」あるいは「発症者が少数」時点での国内医療機関における診断の流れ**につき記載するものであり、疑似症例発生に伴う積極的疫学調査ならびに感染拡大防止策に関しては、それぞれのガイドラインを参照のこと。なお、各自治体の体制に応じて、既に診断の流れを決めている場合は、それを優先とする。

要旨

- ・ 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者が電話連絡なく医療機関を受診することがないように、十分に情報を徹底させる。
- ・ 「都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関」では、
 - 電話連絡があった患者には、受診の時間・受診の入口を指定し、マスク装着の上、他の患者と接触がないように十分注意して、診察室に誘導する。
 - 確定検査は、現時点では、原則として、地方衛生研究所で実施されるRT-PCR法等、新型インフルエンザウイルス遺伝子の検出をもって行うが、適切な検体採取と検体の搬送は極めて重要であるため、十分な準備をしておく(「新型インフルエンザヒト感染例に対する検査診断(医療機関から地方衛生研究所への流れ)」参照)。
 - 迅速診断キットは陰性であっても、否定できない場合があるので、詳細については、以下の内容に基づき適切な判断をする。(再検査、再受診の指示など)
- ・ 「都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関」以外の医療機関では、
 - 電話連絡があり、渡航歴や患者との接触歴・症状から新型インフルエンザを疑った患者には、「都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関」を示し、電話連絡した上で受診するよう伝える。
 - 「都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関」が不明な場合は、最寄りの保健所もしくは発熱相談センターに問い合わせ、電話連絡してきた患者に、適切な医療機関の情報を提供する。
 - 電話連絡なく受診した患者で、渡航歴や患者との接触歴・症状から新型インフルエンザを疑った患者については、当該医療機関で診察・検査を実施するのではなく、速やかに「都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関」に搬送できるよう最大限の援助を行う。
- ・ 十分な情報提供をしても、突然、連絡なしに新型インフルエンザを疑う症状を有する患者が受診する場合を想定し、すべての医療機関で玄関への掲示、受付での症状の確認を徹底させる(感染拡大防御策を講じずに、長い間、待合室で待っていることがないように、十分に注意する)。

1. 都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関での対応

A. 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者が医療機関を受診するまでの流れ

1) 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者(参考資料(症例定義*)参照)から直接、あるいは指定医療機関以外の医療機関から、電話連絡があった場合

何時に・どこの入口から受診するか等、受診の方法を指定する。

自宅あるいは連絡があった医療機関から指定した医療機関までは、マスクを装着した上で、可能な限り公共交通機関を利用せずに受診するよう指導する。

2) 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者(参考資料(症例定義*)参照)が、電話連絡なく直接受診した場合

このようなことがないように、十分に広報しても、電話連絡なく直接受診する可能性があることを想定しておく必要がある。

医療機関の玄関には、適切な掲示を行う。掲示内容は、以下例)を参考とする。

例:インフルエンザを疑う症状(発熱、呼吸器症状等)を有し、渡航歴があるあるいは、新型インフルエンザの患者様との接触歴がある場合には、直ちに受付スタッフ(医療機関に応じて、適切な部署を明記する)に連絡してください。連絡せずに、待合室で長時間待っていることがないように、十分に注意してください。感染拡大防止のため、皆様のご協力をお願いいたします。

受付では、必ず、再度、インフルエンザを疑う症状(発熱、呼吸器症状等)がないかどうか、渡航歴や新型インフルエンザの患者との接触歴がないかどうかを確認する。

B. 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者への医療スタッフの対応

1) 感染予防可能な部屋への誘導および問診・診察

新型インフルエンザを疑う症状を有する患者は、A. 1)あるいは2)のいずれかの流れで医療機関を受診することが想定される。

診療に従事する医療スタッフは、個人予防衣(PPE)【国内患者発生がないあるいは少数時点では、N95マスク・ゴーグルあるいはフェースシールド・ガウン・手袋を装着するが、国内発生が多くなってきた時点で、PPEの内容は変更することになる】を装着の上、新型インフルエンザを疑う症状を有する患者にサージカルマスクを装着するよう促し、他の患者と接触がないように、感染予防可能な部屋に誘導し、問診・診察を行う。

問診・診察の結果、新型インフルエンザを疑った場合(参考資料(症例定義*)参照)は、最寄りの保健所に直ちに連絡するとともに、インフルエンザ迅速診断キットを用いて検査を実施する。

注:季節性インフルエンザの場合、国内には、迅速診断キットに関する臨床経験が多く蓄

積されているが、新型インフルエンザの場合、現時点で国内情報はなく、海外においても少ない。

そのため、季節性インフルエンザでの経験を考慮し、発病初期(発病半日以内)および発病後日数が経過してしまっている場合は、インフルエンザであっても陽性にならない場合があること、鼻腔ぬぐい液(吸引液)の方が咽頭ぬぐい液より感度が高いこと、抗ウイルス薬を使用すると陽性にならない場合があること、検体を適切に採取しないと陰性になってしまう場合があること、キットの種類によって感度等に違いがあること等、様々な理由でインフルエンザであっても陽性にならない場合があることを十分考慮した上で、適切な検体を適切な時期に採取するよう十分に考慮する。

これらのことを総合的に判断して、迅速診断キットで陽性の結果が出た場合は、疑似症として、確定検査に移行するが、たとえ迅速診断キットで陰性の結果が出たとしても、その結果の解釈には、十分な注意が必要であり、症状・所見から新型インフルエンザを疑っている場合は、必ず時間をあけて再検査する、検体の採取をやり直す等の判断が必要である。

2) 新型インフルエンザと確定するための検査診断の流れ

適切な検体採取は、その後の迅速対応に資するために極めて重要であるため、必ず、「新型インフルエンザ(swine-origin influenza A/H1N1)」ヒト感染例に対する検査診断(医療機関から地方衛生研究所への流れ) Ver.1: 国立感染症研究所感染症情報センターを一読した上で、検体採取ならびに検体の搬送を実施すること。

新型インフルエンザを疑う症状・所見を有し、

迅速診断キットで A 型陽性(+)であった場合

疑似症例となる。保健所と連携を取った上で、地方衛生研究所で実施するウイルス学的検査(RT-PCR 法等)のための検体採取を適切に行い、指定医療機関に入院させる。

迅速診断キットで A 型陰性(-)、B 型陰性(-)であった場合

ア. 上記 1. B.1) 注:を参考の上、迅速診断キットの限界を十分に考慮する。すなわち、発病初期や発病後時間が経過した症例、適切な検体採取ができなかった場合等、十分なウイルス量が採取できなかった場合では、インフルエンザであっても陰性になる場合があることを十分に考慮した上で、問診・診察の結果から、医師が新型インフルエンザを強く疑う場合には、疑似症例となる。

その場合も、保健所と連携を取った上で、上記 B.2) と同様の流れでウイルス学的検査(RT-PCR 法等)のための検体採取を適切に行い、指定医療機関に入院させる。

イ. 上記ア.(疑似症)に該当しない場合で、直ちに入院とならない場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザを否定できないと考えた場合は、他の人と接触がないように自宅待機とし、翌日必ず再受診するか、あるいは必ず電話連絡により症状等を連絡するよう指導する。再受診後の流れは 1. B. と同様である。再

受診・電話連絡のいずれもない場合は、医療機関から確認の連絡を入れる。

迅速診断キットで A 型陰性(-)、B 型陽性(+)であった場合

B 型インフルエンザと診断し、その後の対応・治療は通常の季節性インフルエンザと同様にする。

2. 都道府県が定める発熱外来あるいは感染症指定医療機関以外での対応

A. 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者が医療機関を受診するまでの流れ

1) 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者(参考資料(症例定義*)参照)から直接電話連絡があった場合

患者の氏名・年齢・性別・所在地(居住地から離れている場合もあるので、現在所在している場所を必ず問診する)・連絡先・症状・渡航歴・新型インフルエンザ患者との接触歴を問診し、新型インフルエンザが疑われるかどうかを判断する。

新型インフルエンザが疑われると判断した場合は、患者が現在所在している場所から判断して、最寄りの発熱外来、あるいは感染症指定医療機関がわかる場合は、患者に当該発熱外来あるいは感染症指定医療機関の電話番号を伝え、患者から直接、1.A.1)に示したように、電話で受診方法を問い合わせてもらふ。その後の流れは上記1.の通り。

新型インフルエンザが疑われると判断した場合であって、患者が現在所在している場所から判断して、最寄りの発熱外来、あるいは感染症指定医療機関がわからない場合は、保健所あるいは発熱相談センターに問い合わせ、確実に当該患者が適切な発熱外来あるいは医療機関を受診できるように指導する。

患者に連絡した発熱外来あるいは感染症指定医療機関に対しては、で問診した内容とともに、患者から直接電話連絡があること、受診を指示したことを電話連絡しておく。

最寄りの保健所に、
、
、
の情報を直ちに連絡する。

2) 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者(参考資料(症例定義*)参照)が、電話連絡なく直接受診した場合

このようなことがないように、十分に広報しても、電話連絡なく直接受診する可能性があることを想定しておく必要がある。

医療機関の玄関には、適切な掲示を行う。掲示内容は、以下例:を参考とする。

例:インフルエンザを疑う症状(発熱、呼吸器症状等)を有し、渡航歴があるあるいは、新型インフルエンザの患者様と接触歴がある場合には、直ちに受付スタッフ(医療機関に応じて、適切な部署を明記する)に連絡してください。連絡せずに、待合室で長時間待っていることがないように、十分に注意してください。感染拡大防止のため、皆様のご協力をお願いいたします。

受付では、必ず、再度、インフルエンザを疑う症状(発熱、呼吸器症状等)がないかどうか、渡航歴や新型インフルエンザの患者との接触歴がないかどうかを確認する。

B. 新型インフルエンザを疑う症状を有する患者への医療スタッフの対応

1) 適切な発熱外来あるいは感染症指定医療機関への搬送

電話連絡があった場合は、2 . A.1)により、適切な受診機関を紹介することにより当該医療機関は受診しないことになるが、もし、2 . A . 2)により、直接受診してしまった場合で、新型インフルエンザを疑う症状を有する患者に対しては、適切な方法で感染症指定医療機関に搬送できるよう指導する。

診療に従事する医療スタッフは、個人予防衣(PPE)【国内患者発生がないあるいは少数時点では、N95 マスク・ゴーグルあるいはフェースシールド・ガウン・手袋を装着するが、国内発生が多くなってきた時点で、PPE の内容は変更することになる】を装着の上、新型インフルエンザを疑う症状を有する患者にサージカルマスクを装着するよう促し、他の患者と接触がないように、感染予防可能な部屋に誘導し、問診・診察を行う。

問診・診察の結果、新型インフルエンザを疑った場合(参考資料(症例定義*)参照)は、直ちに最寄りの保健所および指定された発熱外来あるいは感染症指定医療機関に電話連絡し、適切な搬送方法で、周りへの感染拡大を予防できる方法を講じた上で、指定された医療機関を直ちに受診できるよう、患者を指導する。

国内の患者発生なしあるいは、少数の段階においては、迅速診断キットによる検査は、原則として、この後、搬送される医療機関で実施してもらうこととし、速やかに指定された発熱外来あるいは感染症指定医療機関に受診してもらうことを優先する。

参考資料(症例定義*)

疑似症例

38 以上の発熱または急性呼吸器症状¹があり、かつ次のア)イ)ウ)エ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性となったもの。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザへの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)10日以内に、感染可能期間²内にある新型インフルエンザ症例(疑似症以上)と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう、以下同じ)を有する者

イ)10日以内に、新型インフルエンザに感染しているもしくは感染しているもしくはその疑いがある動物(豚等)との濃厚な接触歴を有する者

ウ)10日以内に、新型インフルエンザウイルスを含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

エ)10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国または地域³に滞在もしくは旅行した者

1. 急性呼吸器症状:

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア)鼻汁もしくは鼻閉

イ)咽頭痛

ウ)咳嗽

エ)発熱または、熱寒や悪寒

2. 感染可能期間(新型インフルエンザ):

発症1日前(Day -1)から発症後7日目(Day 7)までの9日間とする。なお、発症1日前はDay -1、発症日はDay 0、発症日翌日よりDay 1~Day 7とカウントする

3. 新型インフルエンザが蔓延している国または地域の情報は、刻々と変化しています。直近の情報は、国立感染症研究所感染症情報センターホームページ:2009年5月時点 URL:
http://idsc.nih.gov/jp/disease/swine_influenza/index.html をご参照ください。

確定例

38 以上の発熱または急性呼吸器症状¹があり、診察の結果、症状所見等から新型インフルエンザ(H1N1)が疑われ、かつ次のア)イ)のいずれかに該当する者

ア)患者由来検体(咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、鼻腔吸引液等)に対するRT-PCR法等の検査によってA型が陽性であり、かつ新型インフルエンザ(Swine-origin influenza A/H1N1)が陽性であると判定された者

イ)患者由来検体に対してインフルエンザウイルスの分離検査を行い、その結果新型インフルエンザ(Swine-origin influenza A/H1N1)陽性であると判定された者